

令和3年7月2日

令和3年第2回神奈川県議会定例会

建設・企業常任委員会報告資料

県土整備局

目 次

ページ

I	第8回線引き見直しに向けた取組について	1
II	神奈川県屋外広告物条例の一部改正について	3
III	本町山中有料道路の料金徴収期間満了に伴う無料化について	4
IV	海水浴場等の感染防止対策及び安全対策について	5
V	急傾斜地の崩壊に係る土砂災害特別警戒区域の指定について	7
VI	神奈川県住生活基本計画の改定について	8
VII	八王子市内の共同住宅の階段崩落事故を受けた対応について	9

I 第8回線引き見直しに向けた取組について

1 線引き制度の概要

線引き制度は、概ね10年後の将来人口予測のもと、都市計画区域について、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」※などを定めるとともに、無秩序な市街化を防止し計画的な市街化を図るため、市街化区域と市街化調整区域に区分する（以下「区域区分」という。）もので、都市計画の根幹をなすものである。

※ 「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」とは、都市計画の目標、区域区分の決定の有無、及び当該区域区分を定める際の方針であり、主要な都市計画（土地利用、道路や公園等の都市施設の整備、自然的環境の整備又は保全など）の決定方針をいう。

2 これまでの経緯

本県では、昭和45年に当初線引きを行い、平成28年までに7回の見直しを行っている。

これにより、これまで右肩上がりの人口増加の下にあつて、無秩序な市街化の防止と計画的な市街地形成、公共投資の効率化を図ってきており、持続可能な魅力ある県土づくりに一定の効果を上げてきた。

3 第8回線引き見直しの背景と取組状況

(1) 背景

概ね20年後の将来を展望し、少子高齢化の進行や人口減少社会の本格化、自然災害の頻発・激甚化などの課題に的確に対応した県土・都市づくりを推進するため、令和3年3月に「かながわ都市マスタープラン」を改定した。この改定を受けて、第8回線引き見直しに向けた取組を進めていく。

(2) 取組状況

線引き見直しにあたっては、見直しの基本的な考え方を示した「基本的基準」を策定することとしており、この基準の策定に向けて、学識経験者で構成する「第8回線引き見直しに向けた検討会」（以下「検討会」という。）を設置し令和3年6月から検討を開始した。

検討会では、都市を取り巻く現状と課題を整理したところであり、今後、集約型都市構造のあり方や大規模災害などを想定した土地利用の規制・誘導のあり方などについて議論していく。

4 今後のスケジュール

検討会での議論を進めるとともに、県民や市町、議会などの意見を伺った上で、令和4年度を目途に基本的基準を策定する。その後、第8回線引き見直しに係る都市計画の素案の作成に着手する。

(参考) 第8回線引き見直しに向けた検討会の概要

○委員

高見沢 実 (横浜国立大学大学院教授) 【会長】

中村 英夫 (日本大学教授)

福岡 孝則 (東京農業大学准教授)

平本 光男 (神奈川県農業協同組合中央会代表理事副会長)

鈴木 賢二 (神奈川県商工会議所連合会常務理事)

福田 大輔 (東京大学大学院教授)

○第1回検討会

開催日：令和3年6月16日

内 容：都市を取り巻く現状と課題の整理
検討会における論点の整理 など

II 神奈川県屋外広告物条例の一部改正について

1 改正の趣旨

屋外広告物行政については、屋外広告物法に基づき、県、指定都市及び中核市がそれぞれ屋外広告物条例を制定し、屋外広告物の規制等の事務を行うこととされているが、指定都市、中核市以外の市町村であっても、景観行政団体（注）である市町村は、県の条例に定めるところにより、独自の条例を制定することが可能とされている。

鎌倉市は平成 17 年に景観行政団体となっており、地域の特性に即した独自の条例の制定に向けて、令和 3 年 12 月市議会に鎌倉市屋外広告物条例案を上程する予定である。このため、県は、市条例の規制内容や運用方針等について市と協議を行った上で、神奈川県屋外広告物条例について所要の改正を行う。

なお、直近では平成 24 年に平塚市が市条例を制定しているが、このように景観行政団体が独自の条例を制定する場合には、随時県条例の改正を行っている。

（注）景観行政団体：景観法に定義される景観行政を司る行政団体。都道府県・指定都市・中核市のほか、都道府県知事との協議を行った市町村が景観行政団体となる。

2 条例改正の概要

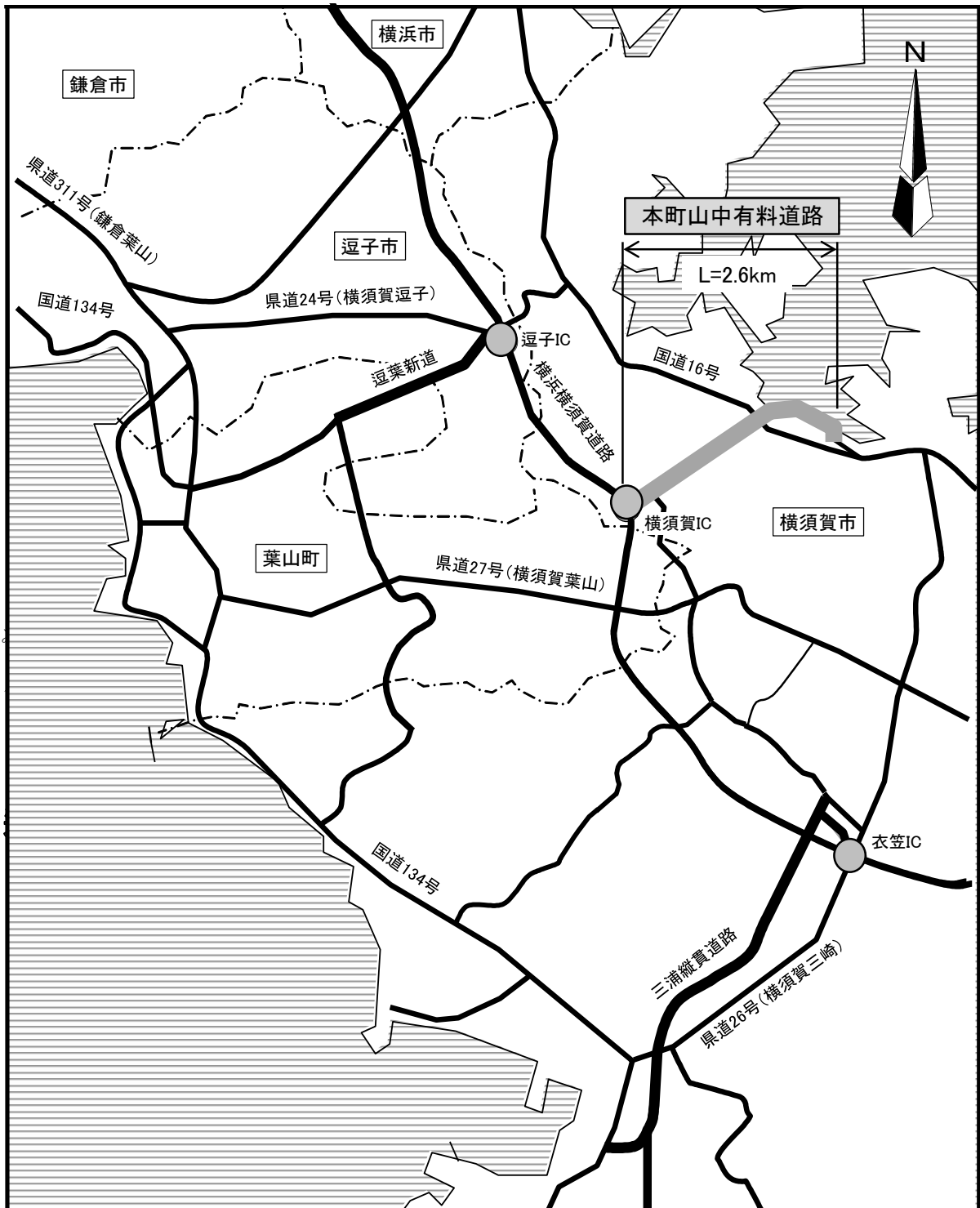
屋外広告物の規制等に関する条例の制定及び改廃の事務を処理する自治体として、鎌倉市を追加する。

3 今後の予定

令和 3 年 7 月～	鎌倉市と市条例の規制内容等に関する協議
9 月	県議会第 3 回定例会に条例改正議案を提出
令和 4 年 4 月 1 日	施行（市条例と同時施行）

参考資料

本町山中有料道路位置図



Ⅲ 本町山中有料道路の料金徴収期間満了に伴う無料化について

1 経緯等

本町山中有料道路は、神奈川県道路公社（以下「公社」という。）が、国土交通大臣から道路整備特別措置法の事業許可を受け、建設した一般有料道路である。

本路線は、平成4年3月21日に自動車専用道路として供用を開始し、公社が管理しているところ、令和4年3月20日をもって料金徴収期間が満了となることから、同法の規定により翌21日に神奈川県へ引き継がれ、無料化される。

2 本町山中有料道路の概要

路線名	県道28号（本町山中）
区間	横須賀市汐入町から横須賀市山中町まで
延長	2.6km
車線数	2車線
幅員	10m（車道3.25m×2、路肩1.75m×2）
料金	普通車210円、大型車（Ⅰ）310円、大型車（Ⅱ）720円

3 今後の予定

令和3年8月～	無料化について周知開始
9月～	回数券の払い戻しについて周知開始
10月～	回数券の払い戻しを開始
令和3年内	「ワンストップ型ETC」第2回社会実験を実施（※）
令和4年3月21日	県へ引き継がれ、無料化（横須賀土木事務所が管理）

※ 公社は、管理道路におけるキャッシュレス化を図るため、「ワンストップ型ETC」の導入に向けた取組を進めており、令和2年に本路線で実施した社会実験に続き、より多くのモニターによる検証を行うもの。

参考資料 1

(生活衛生課作成)

海水浴場の開設状況

実施 15箇所 未実施 10箇所 計25箇所

市・町	海水浴場	設置者	開設期間
横浜市	海の公園	公益財団法人横浜市緑の協会	7月10日～ 8月31日
横須賀市	猿島	横須賀市長	開設せず
	長浜	長浜海水浴場組合	7月10日～ 8月31日
三浦市	三浦海岸	三浦海岸海水浴場運営委員会	7月16日～ 8月31日
	大浦	大浦海水浴場組合	開設せず
	和田	和田海水浴場組合	7月2日～ 8月31日
	荒井浜	油壺観光協会	7月16日～ 8月31日
	横堀	油壺観光協会	開設せず
葉山町	長者ヶ崎・大浜、 一色、森戸	葉山町長	7月2日～ 8月31日
逗子市	逗子	逗子市長	7月16日～ 9月5日
鎌倉市	材木座、由比ガ浜、 腰越	鎌倉市長	開設せず
藤沢市	片瀬東浜	江の島海水浴場営業組合	7月3日～ 9月3日
	片瀬西浜・鵜沼	江の島海水浴場協同組合	7月3日～ 9月5日
	辻堂	辻堂海水浴場協同組合	7月17日～ 8月28日
茅ヶ崎市	サザンビーチ ちがさき	茅ヶ崎市長	7月17日～ 8月31日
平塚市	湘南ベルマーレひ らつかビーチパー ク	平塚市長	7月22日～ 8月31日
大磯町	大磯	大磯町長	開設せず
小田原市	御幸の浜、江之浦	小田原市長	開設せず
真鶴町	岩	真鶴町長	開設せず
湯河原町	湯河原	湯河原町長	7月17日～ 8月31日

(6月25日現在)

IV 海水浴場等の感染防止対策及び安全対策について

今年度、県内の各海水浴場において、新型コロナウイルス感染症の動向を見据えながら、開設についての検討がなされ、その結果、海水浴場ごとに異なる開設状況となった。

現時点における海水浴場の開設状況と、海水浴場等における感染防止対策及び安全対策について報告する。

1 海水浴場の開設状況

開設	15箇所
開設せず	10箇所

(令和3年6月25日現在)

2 海水浴場における取組

(1) 感染防止対策

ア ガイドラインにおける主な感染防止対策の内容

県は、令和3年4月に、海水浴場における感染防止対策を盛り込んだ「海水浴場ルールに関するガイドライン」を発出し、各海水浴場において海の家及び海水浴場利用者に関するルール（以下「海水浴場ルール」という。）を作成するための雛型を示した。

(ア) 海水浴場設置者が行う感染防止対策

- ・場内放送により身体的距離（できるだけ2m、最低1m）の確保を呼びかけ
- ・監視人や救護人の健康チェック

(イ) 海の家等の営業者が行う感染防止対策

- ・「神奈川県感染防止対策取組書」の活用
- ・M・A・S・Kの徹底、マスク飲食の実施の呼びかけ

(ウ) 海水浴場利用者の感染防止対策

- ・海水浴場に行く前の体温測定、健康チェック

イ 各海水浴場における感染防止対策

海水浴場設置者である市町や組合は、県のガイドラインを基にそれぞれ作成した「海水浴場ルール」により、地域一体となって、感染防止対策に取り組むこととしている。

ウ 感染防止対策の周知

県は次の方法等により、市町と連携して感染防止対策の周知に努める。

- ・ホームページ等、県の広報媒体の活用
- ・感染防止に係る注意喚起の看板設置

(2) 安全対策

「神奈川県海水浴場等に関する条例」の規定に基づき、海水浴場設置者は、遊泳区域における遊泳者の水難事故防止や、ジェットスキーと遊泳者の衝突事故等を回避するため、ライフセーバー等の監視人を配置するほか、救護所を設置するなど、海水浴場に必要な安全対策を講じる。

3 海水浴場が開設されない海岸における取組

感染防止対策及び安全対策として、海岸への来訪を減らすため、海水浴場が開設されない海岸を、ホームページやラジオ等の広報媒体により周知する。

遊泳を目的とする来訪者も想定されるため、ライフセーバーなどによる海岸パトロールの実施や遊泳自粛を促す注意喚起看板を設置する。

4 海岸共通の取組

(1) エリアマネージャーの配置

ライフセーバーを、海水浴場の開設の有無にかかわらず、複数の海岸を統括するエリアマネージャーとして配置し、海岸相互の応援体制を整える。

(2) ドローンによる監視活動

昨年藤沢市の海岸で実施したドローンによる監視を、今年は鎌倉市と逗子市の海岸でも実施する。

<別添資料>

- ・参考資料1 海水浴場の開設状況（令和3年6月25日現在）
- ・参考資料2 「海水浴場ルールに関するガイドライン」

令和3年5月31日現在

○県内の土砂災害警戒区域等の指定区域数

種類	警戒区域 (イエローゾーン)	特別警戒区域 (レッドゾーン)
急傾斜地の崩壊	8,639	7,763
土石流※	1,683	1,130
地すべり※	55	0
合計	10,377	8,893

※土石流、地すべりについては、平成28年度までに指定完了済み。

○急傾斜地の崩壊に係る土砂災害警戒区域等の市町村別指定区域数

市町村名	警戒区域 (イエローゾーン)	特別警戒区域 (レッドゾーン)	市町村名	警戒区域 (イエローゾーン)	特別警戒区域 (レッドゾーン)
横浜市	2,401	2,062	座間市	29	27
川崎市	752	553	南足柄市	124	123
相模原市	688	667	綾瀬市	41	38
横須賀市	1,117	1,045	葉山町	135	132
平塚市	93	93	大磯町	82	81
鎌倉市	409	383	二宮町	44	44
藤沢市	176	161	中井町	65	63
小田原市	396	346	大井町	24	24
茅ヶ崎市	52	50	松田町	44	44
逗子市	119	117	山北町	104	104
三浦市	178	169	箱根町	340	295
秦野市	310	278	真鶴町	65	61
厚木市	243	237	湯河原町	143	131
大和市	38	27	愛川町	104	104
伊勢原市	200	195	清川村	71	70
海老名市	52	39	計	8,639	7,763

※市町村を跨る指定区域は、指定範囲が大きい方で計上している。

V 急傾斜地の崩壊に係る土砂災害特別警戒区域の指定について

1 概要

県では、土砂災害から県民の「いのち」を守るため、土砂災害防止法に基づき、土砂災害のおそれのある箇所を調査し、土砂災害警戒区域等の指定に取り組んでいる。

土砂災害のうち、急傾斜地の崩壊については、平成28年度までに土砂災害警戒区域（イエローゾーン）の指定を完了し、その後、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）の指定を進めてきたが、令和3年5月、県内全域で指定が完了した。

2 急傾斜地の崩壊に係る指定区域数

- ・土砂災害警戒区域 8,639箇所
- ・土砂災害特別警戒区域 7,763箇所

横浜市、川崎市、鎌倉市を含む三浦半島地域で、県全体の6割近くを占めており、特に横浜市、横須賀市の2市は、それぞれ1,000箇所を超えている。

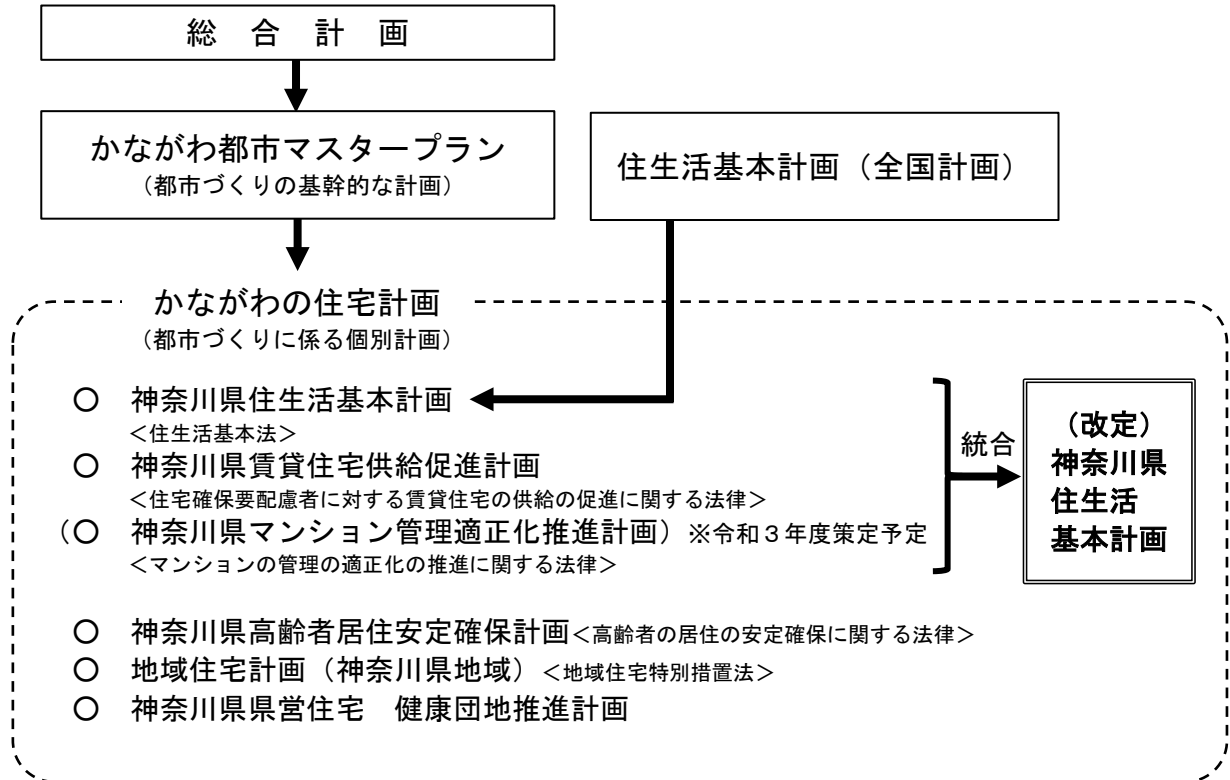
3 今後の対応

土砂災害特別警戒区域においては、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあるため、一定の開発行為に対する制限や建築物の構造規制などが行われることから、関係部局等で連絡調整を図りながら、開発申請などに対応していく。

また、市町村によるハザードマップの作成に係る技術的支援を行うなど、警戒避難体制づくりを促進するため、市町村と連携する。

参考資料

○ かながわの住宅計画の体系



○ 住生活基本計画 (全国計画) (令和3年3月19日 閣議決定)

住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策についての目標

1 「社会環境の変化」からの視点

- 目標1 「新たな日常」やDXの進展等に対応した新しい住まい方の実現
- 目標2 頻発・激化する災害新ステージにおける安全な住宅・住宅地の形成と被災者の住まいの確保

2 「居住者・コミュニティ」からの視点

- 目標3 子どもを産み育てやすい住まいの実現
- 目標4 多様な世代が支え合い、高齢者等が健康で安心して暮らせるコミュニティの形成とまちづくり
- 目標5 住宅確保要配慮者が安心して暮らせるセーフティネット機能の整備

3 「住宅ストック・産業」からの視点

- 目標6 脱炭素社会に向けた住宅循環システムの構築と良質な住宅ストックの形成
- 目標7 空き家の状況に応じた適切な管理・除却・利活用の一体的推進
- 目標8 居住者の利便性や豊かさを向上させる住生活産業の発展

VI 神奈川県住生活基本計画の改定について

1 計画の概要

「神奈川県住生活基本計画」（以下「本計画」という。）は、概ね20年後を展望した住まいまちづくりの目標を示すことによって、魅力あふれ、質の高い住生活の実現をめざし、住まいまちづくりに関する施策を地域の実情に応じて総合的かつ計画的に推進することを目的としている。

県では、「住生活基本法」に基づく法定計画として平成19年3月に本計画を策定し、以来、社会情勢の変化などに的確に対応するため、概ね5年ごとに見直しを行っている。現行計画は、平成28年度から令和7年度までの10箇年を計画期間としている。

2 改定の趣旨

現行計画への改定から5年が経過し、「新たな日常」に伴う住まい方の多様化や、気候変動の影響などによる自然災害の頻発・激甚化など、社会情勢が大きく変化していること、また、国が住生活基本計画（全国計画）を令和3年3月に改定し、新たな住宅政策の目標を示したことから、これらに的確に対応した住まいまちづくりを進める必要があるため、本計画を改定する。

併せて、住宅政策に関する計画（かながわの住宅計画）について、関連の深い計画を一本化し、県民に分かりやすい計画体系とするため、これまで別に策定していた「神奈川県賃貸住宅供給促進計画（平成31年3月）」及び令和3年度末に策定予定の「神奈川県マンション管理適正化推進計画」を本計画に統合する。

3 今後の予定

令和3年7月～	学識経験者等への意見聴取（4回）
11月	改定素案の取りまとめ、市町村へ意見照会
12月	建設・企業常任委員会に改定素案を報告
12月～1月	改定素案に対する県民意見募集
令和4年2月	県民意見を反映した改定案の取りまとめ
〃	建設・企業常任委員会に改定案を報告
〃	国、市町村と法定協議
3月	神奈川県住生活基本計画を改定・公表

参考資料

■ 調査件数及び目視による現地調査結果（棟数）

建築確認の 事務を所管 する行政庁	市町村名	調査件数	目視による現地調査結果	
			劣化等に危険 性があり、所 有者等へ改善 指導を実施済 み	外観上、直ちに 所有者への改善 指導を要するレ ベルの劣化等は みられない（※）
県	伊勢原市	9	0	9
	海老名市	3	0	3
	座間市	8	0	8
	綾瀬市	3	0	3
	湯河原町	2	0	2
	愛川町	8	0	8
県 計		33	0	33
市	横浜市	2	0	2
	川崎市	2	0	2
	相模原市	99	0	99
	平塚市	6	0	6
	小田原市	8	0	8
	秦野市	4	0	4
	厚木市	20	1	19
	大和市	16	0	16
市 計		157	1	156
県内合計		190	1	189

※ 自立型の鉄骨階段、屋内階段を含む件数。

Ⅶ 八王子市内の共同住宅の階段崩落事故を受けた対応について

1 事故の概要等

令和3年4月17日、八王子市内の共同住宅（木造3階建て）の共用部分の階段が崩落し、階段を昇っていた住民の女性が転落し、5日後に死亡した。

施工業者は、相模原市内の業者であり、事故原因等については、現在、警視庁で捜査中であるが、階段の一部に使われていた木材が腐食したことにより階段が崩落したとみられる。

2 当該施工業者

この施工業者は、神奈川県知事の建設業許可業者であったが、5月13日に横浜地方裁判所へ自己破産を申請し、同月19日に破産手続き開始決定を受けた。

その後、建設業法に基づき、6月23日に破産管財人から県知事あてに廃業の届出が提出され、同月28日に建設業許可を取り消した。

3 これまでの県の対応

4月28日に国から、この共同住宅の施工業者が手掛けた他の共同住宅（2階建て以上）について件数の把握や目視による現地調査の依頼があり、建築確認の事務を所管する行政庁が調査を行い、その結果を、5月31日に県がとりまとめて国へ報告した。

対象となる建築物の件数は、県が所管する区域で33棟、市が所管する区域で157棟の合計190棟であった。

目視による現地調査の結果、危険性が認められたものが1棟あったが、所管している市の改善指導により、建物所有者が応急対策を行っており、その他は、直ちに改善を要する危険性は認められなかった。

また、5月17日に、代理人弁護士を通じ、当該施工業者に対し、建物所有者の方々への丁寧な説明と誠実な対応を行うよう、指導を行った。

4 今後の対応

県が所管する区域では、所有者等に対し、目視で確認できない部分等の詳細調査や改善すべき事項に関する改修計画等の提出を求めており、引き続き指導・助言を行いながら改善を促していく。

また、市が所管する区域についても、各市と情報共有に取り組み、建物の安全確保に向けて、対応していく。

海水浴場ルールに関するガイドライン
(令和3年度版)

令和3年4月

神奈川県

1 目的

このガイドラインは、海水浴場のにぎわいを維持しつつ、地域住民の生活環境との調和を図り、誰もが快適に安全・安心して利用できる海水浴場の確保を目的として、関係行政機関、海の家を運営する海水浴場組合、地元住民、関係団体等において、海の家及び海水浴場利用者に関するルール（以下「海水浴場ルール」という。）を定め、これを遵守する取組みを促進するため、ルールに盛り込む事項についての指針、その他必要な事項を定める。

2 海水浴場ルールの策定主体

海水浴場ルールは、海水浴場ごとに、県、市町の関係行政機関、海の家を運営する海水浴場組合その他海の家事業者で構成する団体（以下「組合」という。）、地元住民、観光協会、商工会、商工会議所などを基本的なメンバーとして構成する協議会（以下「協議会」という。）を設置して、作成する。

協議会の構成員は、各海水浴場の実情等に応じて、上記の基本的なメンバーのほかに、交通事業者、県警等を加えるなど、関係団体が協議して定める。

協議会の所掌事項には、海水浴場ルールの作成、周知・啓発、遵守の仕組みづくり、イベント審査、利用者アンケート、にぎわいの創出などがあるが、海水浴場ルールの作成、周知・啓発及び遵守の仕組みづくりの3つを協議会における「共通所掌事項」として、必須とする。それ以外の所掌事項についても、協議会の所掌事項とすることが望ましいが、各海水浴場の実情等に応じて、構成員が協議して定める。

3 海水浴場ルールの策定単位

海水浴場ルールの策定単位は、一の海水浴場を基本とする。ただし、各地域の実情等に応じて、近隣の海水浴場を合わせた複数の海水浴場を単位として策定することもできる。

4 海水浴場ルールの適用範囲

市町の例規に規定がある項目については、海水浴場ルールに記載する必要はないが、一覽性の観点から、これを記載することもできる。ただし、記載する場合に、当該規定は、市町の例規の規定と同じ又はそれより厳しい内容で規定するものとし、海水浴場ルールには、当該規定が、市町の例規に規定がある旨を明記する。

このガイドラインにおける規定も、市町の例規に定めがある場合は、当該例規で定める範囲内においては適用しない。

5 海水浴場ルールの周知等

協議会は、海水浴場ルールを策定後、速やかに県（砂防海岸課）へ提出するとともに、海水浴場ルールの内容を地元住民や海水浴場利用者に周知・啓発（以下「周知等」という。）する。

6 令和3年度の海水浴シーズンに向けて

令和3年度の海水浴シーズンに向けて、協議会は、このガイドラインで定める各海水浴

場ルールにおいて県内共通の内容で定めるべき事項（以下「共通事項」という。）と各海水浴場が地域の実情に応じた内容で定めるべき事項（以下「個別事項」という。）の区分に留意し、該当しない項目がある場合を除き、全ての項目について規定した海水浴場ルールを作成する。

また、協議会は、海水浴場ルールをシーズン前のできるだけ早い時期に作成するとともに、ルール遵守の仕組みを構築する。

なお、協議会を設置しない海水浴場では、海の家ルールについては、組合が、このガイドラインに沿って、自主ルールを策定し、ルール遵守の仕組みを構築する。海水浴場利用者のルールについては、市町（市町以外が海水浴場設置者である場合も含む。）が、このガイドラインに沿って、利用者に関するルールを策定し、ルール遵守の仕組みを構築する。

7 海の家 の定義

「海の家」とは、海水浴場において、利用者の利便に供するため、次の(1)～(3)のいずれかに掲げるサービスの提供を行う施設をいう。

- (1) 神奈川県海水浴場等に関する条例第2条第5項に定める更衣休憩所
- (2) 食品衛生法第52条第1項に基づく許可又は食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例第4条第1項に基づく届出（市条例が適用となる場合は、当該条例に基づく届出をいう。）のあった飲食物の提供・販売を行う店舗
- (3) レジャー用品等の販売・レンタルを行う店舗

8 海水浴場ルールの記載事項

以下に記載する海水浴場ルールにおいて記載すべき事項のうち、「共通事項」については【共通】、「個別事項」については【個別】を付する。

(1) 海の家に関する事項

ア 営業時間【個別】

周辺環境や風紀に影響を及ぼさないよう、海水浴場の開場時間外の営業は必要最小限にとどめ、地域の実情にあった営業時間を定める。

特に、海水浴場の開場時間終了後に営業することにより、周辺環境や風紀に関して、組合や関係行政機関等に地域の住民から苦情や要望が寄せられている場合やそのおそれがある場合は、営業終了時刻を早めにする。

また、営業時間終了時には、全ての店舗利用客を帰し、速やかに閉店するとともに、従業員の活動も、後片付けなど必要最小限にとどめる。

イ クラブ化の禁止【共通】

(7) 「クラブ化禁止」の徹底

「クラブ化」の形態による営業は行わない。

(4) 「クラブ化」の定義

「クラブ化」の形態による営業とは、公共用財産たる国有海浜地の用途目的、安全・安心で快適な海岸の維持、地域のにぎわいの創出・観光振興等の目的を妨

げる次のいずれかの形態による営業をいう。

- a ダンスステージ、ダンススペース（椅子・テーブル等を一時的に撤去してダンスステージ等を設ける場合を含む。）を設けて客にダンスをさせる営業形態（ただし、地域の住民や団体が協力・参加するフラダンス・キッズダンス発表会の催しなど地域振興に合致するものについては、関係法令に抵触しない範囲において行うことを妨げるものではない。）
- b 地域の住民の平穏な生活環境を乱したり、一般利用者等が安心して海水浴場を利用できないような威圧感や警戒感を抱かせるような営業形態
 - (a) 人声又は楽器、音響機器等の音を異常に大きく発し、利用者がダンスに興ずることを容認するようなイベントの開催
 - (b) 海の家屋内から屋外に向けてダンスミュージック等の音楽を流し、屋内外の利用者の参加を促すダンスイベント及びこれに類似するイベントの開催
- (ウ) 「クラブ化禁止」徹底のための対策
 - a 海の家フロアには椅子・テーブル等を常時設け、ダンスができるようなスペースやDJブースなどのダンスミュージックを流すための音響設備を設けない。
 - b 組合は、「クラブ化禁止」を徹底するため、各組合員から海の家店内配置図（椅子・テーブルその他の設備等の配置が記載されたもの）等の書類の提出を求め、営業期間中、ダンスイベントのため配置を変更していないかどうか等について、定期的にパトロール等による確認を行う。
 - c クラブ化の形態による営業を行うような広告をし、チケットの販売を行わない。

ウ イベントの実施（イベント実施を予定している場合に定める。）【個別】

(7) イベントの定義

イベントとは、海の家において、有料・無料の別、主催者、実施時間及び入場制限の有無を問わず、集客を目的として行う、会合、パーティー、トークショー、コンテスト、音楽鑑賞会、弾き語り演奏会、ライブコンサート、フラダンス・キッズダンス発表会等の催しをいう。

また、音楽イベントとは、イベントのうち、音楽の種類を問わず楽器や音響機器等を使用して行う、音楽鑑賞会、弾き語り演奏会、ライブコンサート、フラダンス・キッズダンス発表会等の催しをいい、飲食提供に附帯して行われるものを含む。

なお、このガイドラインは、国又は地方公共団体が海水浴場において行うイベントについては適用しない。

(4) イベント実施にあたっての対策

- a イベントは、海の家屋内のみで実施し、機器運搬時やイベント実施時にトラブルが発生しないよう海の家組合員が責任をもって管理する。
- b 海水浴場利用者の更衣休憩等の利用及び近隣の生活環境を妨げないよう、運営上必要最小限の時間及び実施回数とする。

- c. イベントを実施する予定のある海の家は、イベント内容を周辺住民に周知するよう努めるとともに、周辺住民の生活環境に支障が生じないよう、騒音や風紀上の対策を徹底する。
- (ウ) 音楽イベントを予定している海の家に対する事前指導

組合の代表者は、音楽イベントを実施する予定のある海の家組合員から、騒音等の対策が記載された「音楽イベント実施計画書」及び海を家の店内配置図（椅子・テーブルその他の設備等の配置が記載されたもの）等の書類の提出を求め、海水浴場ルール又は自主ルール（以下「海水浴場ルール等」という。）に適合しているかを確認し、書類をとりまとめた上で、「音楽イベントを予定している海の家に対する事前指導実施要綱」（以下「要綱」という。）で規定する期日までに、県（県土整備局河川下水道部砂防海岸課（以下「砂防海岸課」という。））へ提出する。組合の代表者は、音楽イベントの実施計画が海水浴場ルール等に適合しないと認められる場合は、組合員に是正を求める。

また、県（砂防海岸課）では、1件ごとの音楽イベントの実施内容（実施日時、イベントの種類、参加予定人数、使用機材、その他必要な事項）についても、上記計画と同様に、要綱で規定する期日までに提出を求めるものとするが、やむを得ず当該期日以後となる場合には、遅くとも音楽イベントの実施予定日の2週間前までに、県（砂防海岸課）へその実施内容を提出する。

音楽イベントを実施しない場合には、組合は、「音楽イベント未実施届出書」を要綱で規定する期日までに、県（砂防海岸課）へ提出する。

なお、協議会等において、イベント審査を実施する場合には、県の要綱と同等以上の効果が期待できるイベント審査を実施する。その場合、組合は、協議会等に実施計画書の提出など必要な手続きを行い、県（砂防海岸課）への手続きは不要となる。

エ 騒音対策【個別】

海水浴場の近隣の人家や周辺環境等に配慮して、静穏が確保できるよう地域の実情にあった騒音対策を行う。

具体的には、関係行政機関等と協議して次のような対応を定める。

- (ア) 組合において、近隣の人家付近等のパトロールを行い、生活環境に支障が生じないよう、音量チェック等の対応を徹底する。
- (イ) 海水浴場ルールで規定された音響機器（海水浴場ルールを策定していない海水浴場にあつては、組合が貸与又は許可する音量制限のある音響機器）以外の使用は認めない。

オ 暴力団排除の徹底【共通】

組合及び現地営業責任者は、海を家の運営にあたり、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる取引を防止する。

また、組合は、暴力団関係者の介入を阻止するために、現地営業責任者及び海の家

の従業員の身分確認や暴力団関係者でない旨の誓約書を作成させる等の必要な措置を講じる。

カ 風紀上の対策

(7) 従業員の刺青・タトゥー等の露出制限【共通】

海の家従業員は、海水浴場の利用者に対し威圧感や警戒心を抱かせるような刺青やタトゥー等の露出を控える。

(イ) 未成年者への酒類・タバコ販売の防止【共通】

酒類・タバコを販売する際に、購入者が未成年であると思料するときは、身分証明証等により年齢を確認した上で販売する。

(ウ) 酒類の提供制限

a 泥酔客への酒類の提供は行わない。【共通】

b アルコール度数の高い酒類の提供制限、酒類の提供時間の制限など、酒類の提供制限について検討の上、実施する。【個別】

(エ) 強引な客引きの禁止【共通】

強引な客引きは行わない。

キ ゴミの処理及び清掃等について

(7) 日常のゴミの処理及び海水浴場の清掃美化の方法を明確にする。【共通】

(イ) 海を家の営業に伴い発生するゴミについて、回収・分別を徹底するとともに、回収後は散乱しないように、速やかに防鳥ネットで覆う等、管理を徹底する。また、ゴミ収集業者と契約を結ぶなど適切な処理を行う。【共通】

(ウ) 利用者にゴミの持ち帰り(海の家で回収するものを除く。)について周知を行う。【個別】

(エ) 使い捨てプラスチック製品の使用削減に努める。【共通】

ク 適切な排水等の処理【共通】

海の家は、排水を浸透枘で処理する場合には、公衆衛生の確保のため、シャワーや調理場等の水の最大使用量を処理できる構造及び容量とし、砂浜に直接排水しない。

また、廃油を廃棄物として別に処理することや、グリストラップ(油水分離槽)を設置する等により排水から油分を可能な限り除去すること、自然に分解しやすいシャンプーや洗剤を使用することなどにより、環境負荷の軽減に取り組む。

なお、地元市町と連携し、下水道への接続などにより環境負荷が少ない排水処理に取り組むことがより望ましい。

ケ 災害・荒天時の対応【共通】

地震等の災害発生時など緊急時における海を家の利用者の避難誘導等の具体的方法については、地元市町の地域防災計画との整合を図り定める。また、避難場所や避難誘導の手順等については、海水浴場設置者、監視員及びライフセーバー等の関係者との連携を図っておく。

また、台風等の荒天時に備え、安全対策に万全を期すとともに、海の家に係る廃棄物が発生した場合には、放置せず、迅速かつ適正に処理することを徹底し、その処理に係る具体的方法を事前に定めておく。

コ 責任の所在の明確化及び要望・苦情への対応【共通】

海を家の運営に関して、海水浴場利用者や地域の住民等から要望・苦情があった場合に適切に対応するため、各々の海の家において丁寧に苦情に対応するとともに、海を家の組合員と現地営業責任者との連絡体制や組合の代表者への報告手続等の整備を図る。

また、組合は、対応記録簿を作成し、必要に応じて公開するとともに、シーズン終了後、内容をとりまとめ、関係行政機関からの要請があれば、これを提出する。

サ 占用許可区域以外の土地利用【共通】

海を家の運営に係るパラソル・サマーベッド等のレンタル用品は利用客が求めてから外に出すようにし、また、椅子・テーブル、自動販売機、看板、ロープその他工作物を海を家の占用許可区域以外の土地に設置することにより、一般の利用を妨げることをないよう徹底する。

また、歩行者や他の車両の通行の妨げとなる通路等への駐車や、荷物の積み降ろし時以外の砂浜への車両乗入れは行わない。

シ 原状回復の徹底【共通】

海の家は許可を受けた占用期間を過ぎて占有することは認められないので、占有期間内に建築物、工作物、備品、釘、廃棄物その他一切の物を全面撤去し、原状回復を徹底する。特に釘については、地中に残置がないか確認を徹底する。

また、建築に伴う砂浜の整地等を行った場合には、原状回復等を行う。原状回復等を行うにあたっては、許可権者からの指示に従うものとする。

なお、占有期間後に撤去漏れが発見された場合は、直ちに撤去を行う。

ス 海を家の建築・撤去時の注意【共通】

海を家の建築・撤去工事中は、海岸利用者や近隣の住民に危害を与えることのないよう、安全な車両進入路の確保、歩行者誘導、仮囲いや注意看板の設置等の対応を適切に行う。

また、海を家の建設・撤去の際の工事に伴う騒音については、近隣住民への説明や周知を図るとともに、低騒音型の機械を使用するなど配慮する。

セ 関係法令の手続き【共通】

占有許可や営業許可等のほか、営業内容等により、消防法、神奈川県屋外広告物条例等の規制対象となる場合があるので、関係法令の内容を確認するよう徹底する。

ソ その他【個別】

その他、安全・安心で快適な海水浴場を実現するために、各海水浴場の実情に応じて、海の家に関する必要な事項を定める。

(2) 海水浴場利用者に関する事項

ア 飲酒の制限等

(7) キャンペーン等の実施【共通】

県内の海水浴場において、県、市町、その他関係団体が連携して、「迷惑行為に繋がる飲酒は控える」などの飲酒の制限や、「飲んだら遊泳しない」など飲酒後の遊泳禁止のキャンペーン（イベント）等を実施する。

「飲酒後の遊泳禁止」は、神奈川県海水浴場等に関する条例施行規則別表第2において、海水浴場設置者が掲示板に表示する利用者の遵守事項の一つであるが、飲酒の制限に関する県内統一のキャンペーンと併せて周知徹底を図る。

(4) 一部の海水浴場における試行【個別】

海水浴場における飲酒の制限は、海水浴場設置者である市町等の意向に基づき一部の海水浴場で、モデル的に試行するものである。

また、試行実施時に海水浴場利用者に対するアンケートを実施するなど、試行の検証を行い、次年度以降の飲酒制限の手法を見直すなど、段階的に取り組む。

(5) 制限の手法及び周知【個別】

禁酒区域の設定、海水浴場開場時間から閉場時間までの禁酒など飲酒制限の手法については、試行する海水浴場に係る協議会（協議会が未設置の海水浴場にあっては市町等）（以下「協議会等」という。）が定める。

また、試行する海水浴場の飲酒制限の内容については、海水浴場利用者等に事前に十分な周知を行うなど、トラブル等の防止に努める。

(6) 近隣海水浴場との連携【個別】

試行する海水浴場の近隣の海水浴場には、飲酒による迷惑行為を行うなど問題のある海水浴場利用者等が多数流入することが懸念されるため、関係する協議会等は、飲酒制限の内容などについて十分な情報交換を行うなど、近隣海水浴場への悪影響を最小限のものとするよう、連携してその対策に努める。

イ 刺青・タトゥーの露出制限【共通】

県内の海水浴場では、公衆マナーに則り、県、市町、その他関係団体が連携して、「他の利用者を畏怖させるような刺青・タトゥーなどの露出は控える」など刺青・タトゥーの露出制限のキャンペーン（イベント）等を実施する。

キャンペーン等の目的は、刺青・タトゥーその他これに類する外観を有するものを公然と公衆の目に触れさせることで、他の者に不安を覚えさせ、畏怖させ、困惑させ、嫌悪を覚えさせることにより、他の海水浴場利用者の海岸利用の妨げになることを制限していく。

外国人への周知については、文化の違いなどを踏まえて、トラブルが発生しないよ

う努める。

ウ 粗暴な言動の禁止【共通】

粗野又は乱暴な言動をし、又は威勢を示すことなどにより、他の者に不安を覚えさせ、畏怖させ、困惑させ、嫌悪を覚えさせることにより、他の海水浴場利用者の海岸利用の妨げになる行為を禁止する。

エ 音響機器等の使用制限【個別】

音響機器等を使用して、協議会等が定める基準を超える音又は音声を流すことを禁止する。

オ 焚き火又は火気を使用する調理器具の使用制限【個別】

焚き火をし、又は火気を使用する調理器具の使用を制限する。

カ ゴミ等の放置の禁止【個別】

使用した物品やゴミの放置を禁止し、持ち帰りに努める。

キ その他【個別】

アからカのほか、安全・安心で快適な海水浴場を実現するために、各海水浴場の実情に応じて、海水浴場利用者に関する必要な事項を定める。

(3) 海水浴場ルールの遵守に関する事項

協議会が定めた、自主的な取組みによる海水浴場ルールの遵守の仕組みを定める。

ア ルールの周知・啓発【共通】

協議会の構成員が連携して、報道機関、看板、ポスター、パンフレット、チラシ、海水浴場場内放送などにより、シーズン前からシーズン中を通して、海水浴場ルールの周知・啓発の徹底を図る。

また、外国人来場者に対しても、海水浴場ルールの周知・啓発を図っていく。

イ パトロールの実施【共通】

協議会が主体となって、パトロール実施計画を作成し、パトロールを実施するとともに、遵守状況の確認や是正指導等行うことで、ルール遵守の実効性を高める。また、協議会事務局は、シーズン終了後は、パトロールの結果を取りまとめ、協議会に報告する。

ウ 組合の定款等との関係【個別】

組合は、海水浴場ルールの実効性を高めるため、組合の定款や規約（以下「定款等」という。）に、海水浴場ルールのうち「海の家に関する事項」の遵守を規定する。

エ ペナルティ【個別】

組合は、その定款等に、海の家が海水浴場ルールのうち「海の家に関する事項」に違反した場合のペナルティの規定を設ける。

9 新型コロナウイルス感染症の感染防止について

海水浴場を開設しながらも、新型コロナウイルス感染症の感染を防止するためには、海水浴場設置者、海の家関係者及び海水浴場利用者が一体となって感染防止対策を行う必要があるため、別冊「令和3年度 ●●●●海水浴場における、新型コロナウイルス感染症の感染防止に関するルール」例を参考に、海水浴場ごとに感染防止に関するルールを作成し、ルールの順守に取り組む。

なお、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置などの事態が生じた場合には、改めて感染防止対策を検討することとする。

【参考資料】

1 海水浴場ルール例

《飲酒制限の試行を行う海水浴場の場合》

●●●●海水浴場ルール

(令和3年度)

令和3年●月

●●●●海水浴場の運営等に関する協議会

目次

ページ

第1章	総則（第1条～第2条）	●
第2章	海の家（第3条～第20条）	●
第3章	海水浴場利用者（第21条～第26条）	●
第4章	新型コロナウイルス感染症の感染防止（第27条）	●
第5章	ルールの遵守（第28条～第30条）	●
第6章	雑則（第31条～第32条）	●

第1章 総則

(目的)

第1条 ●●●海水浴場ルール（以下「ルール」という。）は、●●●海水浴場のにぎわいを維持しつつ、地域住民の生活環境との調和を図るとともに、誰もが快適に安全・安心して利用できる●●●海水浴場とすることを目的とする。

(周知)

第2条 協議会は、連携して、報道機関、看板、ポスター、パンフレット、チラシ、海水浴場場内放送などにより、ルールの周知・啓発の徹底を図る。

第2章 海の家

(営業時間)

第3条 海の家の営業時間は、午前●時●●分から午後●時●●分までとする。

2 海の家は、営業終了30分前には、店舗利用客に営業終了時間を周知するとともに、営業時間終了時には、全ての店舗利用客を帰し、速やかに閉店する。

3 営業時間終了後の従業員の活動は、必要最小限にとどめる。

(クラブ化形態の営業)

第4条 クラブ化の形態による営業は行わない。

(クラブ化の定義)

第5条 クラブ化の形態による営業とは、公共用財産たる国有海浜地の用途目的、安全・安心で快適な海岸の維持、地域のにぎわいの創出・観光振興等の目的を妨げる次のいずれかの形態による営業をいう。

(1) ダンスステージ、ダンススペース（椅子・テーブル等を一時的に撤去してダンスステージ等を設ける場合を含む。）を設けて客にダンスをさせる営業形態（ただし、地域の住民や団体が協力・参加するフラダンス・キッズダンス発表会の催しなど地域振興に合致するものについては、関係法令に抵触しない範囲において行うことを妨げるものではない。）

(2) 地域の住民の平穏な生活環境を乱したり、一般利用者等が安心して海水浴場を利用できないような威圧感や警戒感を抱かせるような営業形態

ア 人声又は楽器、音響機器等の音を異常に大きく発し、利用者がダンスに興ずることを容認するようなイベントの開催

イ 海の家の屋内から屋外に向けてダンスミュージック等の音楽を流し、屋内外の利用者の参加を促すダンスイベント及びこれに類似するイベントの開催

(クラブ化禁止の対策)

第6条 海の家フロアには、椅子・テーブル等を常時設け、ダンスができるようなスペースやDJブースなどのダンスミュージックを流すための音響設備を設けない。

2 組合は、「クラブ化禁止」を徹底するため、各組合員から海の家の店内配置図(椅子・テーブルその他の設備等の配置が記載されたもの)等の書類の提出を求め、営業期間中、ダンスイベントのため配置を変更していないかどうか等について、定期的にパトロール等による確認を行う。

3 クラブ化の形態による営業を行うような広告をし、チケットの販売を行わない。

(イベントの定義)

第7条 イベントとは、海の家において、有料・無料の別、主催者、実施時間及び入場制限の有無を問わず、集客を目的として行う、会合、パーティー、トークショー、コンテスト、音楽鑑賞会、弾き語り演奏会、ライブコンサート、フラダンス・キッズダンス発表会等の催しをいう。

2 音楽イベントとは、イベントのうち、音楽の種類を問わず楽器や音響機器等を使用して行う、音楽鑑賞会、弾き語り演奏会、ライブコンサート、フラダンス・キッズダンス発表会等の催しをいい、飲食提供に付帯して行われるものを含む。

3 国又は地方公共団体が●●●海水浴場において行うイベントは、このルールにおけるイベントには含まない。

(イベントの実施)

第8条 イベントは、海の家の屋内のみで実施し、機器運搬時やイベント実施時にトラブルが発生しないよう海の家の組合員が責任をもって管理する。

2 海水浴場利用者の更衣休憩等の利用及び近隣の生活環境を妨げないよう、運営上必要最小限の時間及び実施回数とする。

3 イベントを実施する予定のある海の家は、イベント内容を周辺住民に周知するよう努めるとともに、周辺住民の生活環境に支障が生じないよう、騒音や風紀上の対策を徹底する。

(音楽イベントを予定している海の家に対する事前指導等)

第9条 組合の代表者は、音楽イベントを実施する予定のある海の家の組合員から、騒音等の対策が記載された「音楽イベント実施計画書」及び「海の家の店内配置図」(椅子・テーブルその他の設備等の配置が記載されたもの)等の書類の提出を求め、ルールに適合しているかを確認し、書類をとりまとめた上で、「県の「音楽イベントを予定している海の家に対する事前指導実施要綱」(以下「要綱」という。)で規定する期日」までに、「県土整備局河川下水道部砂防海岸課(以下「砂防海岸課」という。)」に提出する。

2 組合の代表者は、1件ごとの音楽イベントの実施内容(実施日時、イベントの種類、参加予定人数、使用機材、その他必要な事項)についても、前項の計画書と同様に、「要綱で規定する期日」までに提出する。

3 前2項で定める提出が、やむを得ず「要綱で定める日」後となる場合には、遅くとも音

楽イベントの実施予定日の2週間前までに、「県（砂防海岸課）」にその実施内容を提出する。

ただし、2週間前までに、実施内容が確定しない場合には、「県（砂防海岸課）」にその旨を連絡し、必要な指示を受ける。

4 組合の代表者は、音楽イベント等の実施計画が海水浴場ルール等に適合しないと認められる場合は、組合員に是正を求める。

5 組合の代表者は、音楽イベント等を実施しない場合には、「音楽イベント等未実施届出書」を要綱で定める日までに、「県（砂防海岸課）」に提出する。

(注) 協議会で県の要綱と同様のイベント審査を実施する場合

第1項の「県の「音楽イベントを予定している海の家に対する事前指導実施要綱」（以下「要綱」という。）で規定する期日」は「令和3年●月●日」に、「県土整備局河川下水道部砂防海岸課（以下「砂防海岸課」という。）」は「協議会等」に、第2項の「要綱で規定する期日」は「令和3年●月●日」、第3項の「要綱で定める日」は「令和3年●月●日」、「県（砂防海岸課）」は「協議会等」に、第5項の「県（砂防海岸課）」は「協議会等」に置き換える。

(騒音対策)

第10条 海の家（組合）は、●●海水浴場の近隣の人家や周辺環境等に配慮して、静穏が確保できるよう騒音対策を行う。

2 ●●組合等は、近隣の人家付近等のパトロールを行い、生活環境に支障が生じないように、音量チェック等の対応を徹底する。

3 海の家において、協議会が指定した音量制限のあるスピーカー・アンプ以外の音響機器の使用は認めない。

(反社会的勢力の排除の徹底)

第11条 組合及び現地営業責任者は、海を家の運営にあたり、暴力団などの反社会的な勢力（以下「暴力団」という。）の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる取引を防止する。

2 組合は、暴力団関係者の介入を阻止するために、現地営業責任者及び海を家の従業員の身分確認や暴力団関係者でない旨の誓約書を作成させる等の必要な措置を講じる。

(風紀上の対策)

第12条 海を家の従業員は、海水浴場の利用者に対し威圧感や警戒心を抱かせるような刺青やタトゥー等の露出を控える。

2 海の家は、酒類・タバコを販売する際に、購入者が未成年であると思料するときは、身分証明証等により年齢を確認した上で販売する。

3 海の家は、飲酒に伴うトラブルを防止するため、次の事項を遵守する。

(1) 泥酔客への酒類の提供は行わない。

(2) アルコール度●度以上の酒類の提供は行わない。

(3) 午後●時以降営業終了時間まで酒類の提供は行わない。

(注) (2)、(3)は、海の家における酒類の提供制限を行う場合に規定する。

4 強引な客引きは行わない。

(ゴミの処理及び清掃等)

第13条 組合は、海を家の営業に伴い発生するゴミについて、回収・分別を徹底するとともに、回収後は散乱しないように、速やかに防鳥ネットで覆う等、管理を徹底する。また、ゴミ収集業者と契約を結ぶなど適切な処理を行う。

2 組合は、台風などの荒天時に、大量のゴミや廃棄物が発生した場合には、放置することなく、速やかに、ゴミ収集業者に連絡し、処理を行う。

3 組合は、ビーチクリーンなどに積極的に参加し、●●海水浴場の美化に努める。

4 組合は、利用者にゴミの持ち帰り（海の家で回収するものを除く。）について呼びかけを行う。

5 組合は、使い捨てプラスチック製品の使用削減に努める。

(適切な排水等の処理)

第14条 海の家は、排水を浸透枘で処理する場合には、公衆衛生の確保のため、シャワーや調理場等の水の最大使用量を処理できる構造及び容量とし、砂浜に直接排水しない。

2 廃油を廃棄物として別に処理することや、グリストラップ（油水分離槽）を設置する等により排水から油分を可能な限り除去すること、自然に分解しやすいシャンプーや洗剤を使用することなどにより、環境負荷の軽減に取り組む。

(注) その他雑排水処理に関する内容について、関係行政機関とも調整の上、必要な内容を記載する。

(災害・荒天時の対応)

第15条 海の家は、地震等の災害発生に備え、「●●市海水浴場避難指導マニュアル」を備え置き、従業員に避難誘導手段の周知徹底を図るとともに、「避難経路マップ」を海の家において利用者が認識しやすい場所に掲示する。

2 避難場所や避難誘導の手順等について、海水浴場設置者、監視員及びライフセーバー等の関係者との連携を図る。

(苦情対応等)

第16条 海の家は、海を家の運営に関して、海水浴場利用者や地域の住民等から要望・苦情があった場合には丁寧に対応する。

2 海を家の組合員は、現地営業責任者との連絡体制及び組合の代表者への報告手続等の整備を図る。

3 組合は、対応記録簿を作成し、必要に応じて公開するとともに、シーズン終了後、内容を取りまとめ、関係行政機関からの要請があれば、これを提出する。

(占有許可区域以外の土地利用)

第17条 海の家は、海を家の運営に係るパラソル・サマーベッド等のレンタル用品は利用客が求めてから外に出すようにし、また、椅子・テーブル、自動販売機、看板、ロープその他工作物を海を家の占有許可区域以外の土地に設置することにより、一般の利用を妨げることのないよう徹底する。

2 海の家(その従業員及び関係者を含む。)は、歩行者や他の車両の通行の妨げとなる通路等への駐車や、荷物の積み降ろし時以外の砂浜への車両乗入れは行わない。

(原状回復の徹底)

第18条 海の家は、占有許可の期間内に建築物、工作物、備品、釘、廃棄物その他一切の物を全面撤去し、原状回復を徹底する。

特に釘については、地中に残置がないか確認を徹底する。

また、建築に伴う砂浜の整地等を行った場合には、原状回復等を行う。原状回復等を行うにあたっては、許可権者からの指示に従うものとする。

なお、占有期間後に撤去漏れが発見された場合は、直ちに撤去を行う。

(海を家の建築・撤去時の注意)

第19条 海の家は、海を家の建築・撤去工事中は、海岸利用者や近隣の住民に危害を与えることのないよう、安全な車両進入路の確保、歩行者誘導、仮囲いや注意看板の設置等の対応を適切に行う。

2 海を家の建設・撤去の際には、近隣住民に計画、時期等について説明や周知を図るとともに、低騒音型の機械を使用するなど騒音対策を実施する。

(関係法令等の遵守)

第20条 海の家は、占有許可や営業許可等のほか、消防法、神奈川県屋外広告物条例、●●市●●条例など関係法令の遵守を徹底する。

第3章 海水浴場利用者

(飲酒の制限)

第21条 海水浴場利用者は、飲酒により他の利用者に迷惑をかけることがないように節度を保たなければならない。

2 協議会は、海水浴場における飲酒の制限や飲酒後の遊泳禁止などに関する県内統一的なキャンペーン、イベント等がある場合には、積極的に参加し、その周知徹底を図る。

3 ●●海水浴場では、次の飲酒の制限を行う。

(1) 海水浴場内の別図1で定める範囲は、終日禁酒区域とする。

(2) 海水浴場開場時間から閉場時間までは、海水浴場全域を禁酒区域とする。ただし、海の家は除く。

(注) 第3項には、試行する飲酒の制限の内容を記載する。

- 4 協議会は、前項で規定する飲酒の制限について、シーズン前から周知徹底を図り、トラブルの防止に努める。
- 5 協議会は、第3項で規定する飲酒の制限について、海水浴場利用者に対するアンケートを実施するなど、その効果等を検証する。
- 6 協議会は、飲酒の制限内容など、必要な情報を近隣の海水浴場協議会の事務局又は市町に提供するとともに、近隣の海水浴場におけるトラブル等が最小限なものとなるよう必要な対策を行う。

(刺青・タトゥーの露出制限)

第22条 海水浴場利用者は、他の利用者を畏怖させるような刺青・タトゥーの露出は控えなければならない。

- 2 協議会は、海水浴場における刺青・タトゥーの露出制限に関する県内統一的なキャンペーン、イベント等がある場合には、積極的に参加し、その周知徹底を図る。

(粗暴な言動の禁止)

第23条 海水浴場利用者は、粗野又は乱暴な言動をし、又は威勢を示すことなどにより、他の者に不安を覚えさせ、畏怖させ、困惑させ、嫌悪を覚えさせることにより、他の海水浴場利用者の海岸利用の妨げになる行為を行ってはならない。

(音響機器等の使用制限)

第24条 海水浴場利用者は、音響機器等を使用して、●●デシベルを超える音又は音声を流すことを禁止する。

- 2 前項で定める音量の測定方法等は、別に定める。

(焚き火又は火気を使用する調理器具の使用制限)

第25条 海水浴場利用者は、別図2で定める範囲を除き、焚き火をし、又は火気を使用する調理器具を使用してはならない。

(ゴミ等の放置の禁止)

第26条 海水浴場利用者は、使用した物品やゴミの放置をせず、持ち帰りに努める。

第4章 新型コロナウイルス感染症の感染防止

第27条 ●●●●海水浴場における、新型コロナウイルス感染症の感染防止に関するルールは、別冊のとおりとする。

第5章 ルールの遵守

(パトロールの実施等)

第28条 協議会は、ルール遵守の状況等を確認するためのパトロール実施計画を策定し、パトロールを実施する。

2 協議会の事務局は、パトロールの結果を取りまとめ、協議会に報告する。

(是正指導等)

第29条 協議会は、前条に規定するパトロール等により、海の家におけるルール違反が確認された場合には、組合の代表者を通じて、当該海の家事業者に対して是正指導を行うとともに、●●組合は、その定款等の規定に基づき、当該海の家に対し、ペナルティを科す。

2 海水浴場利用者のルール違反が確認された場合には、当該利用者に対して、ルールの趣旨、目的を説明の上、協力を依頼する。

(注) ●●組合の定款等に、ルール遵守やペナルティ等に関する規定がない場合には、以下のとおり。

(ルール遵守の依頼)

第30条 協議会は、前条に規定するパトロール等により、海の家におけるルール違反が確認された場合には、組合の代表者を通じて、当該海の家事業者に対して是正指導を行う。

2 海水浴場利用者のルール違反が確認された場合には、当該利用者に対して、ルールの趣旨、目的を説明の上、協力を依頼する。

第6章 雑則

(市条例等との関係)

第31条 第●条、第●条、第●条第●項の規定は、●●市●●条例に定めがある。

(その他)

第32条 このルールに定めがない事項で、速やかな見直し等が必要な場合には、協議会座長の判断で、協議会を召集し、必要な改正等を行う。

附 則

このルールは、令和●年●月●日から施行する。

2 関係法令

法令名	内容	所管部局
神奈川県海水浴場等に関する条例 同施行規則	海水浴場設置の許可 更衣休憩所の許可	生活衛生課 保健福祉事務所 横須賀市保健所 藤沢市保健所 茅ヶ崎市保健所
海岸法 同施行細則	海岸保全区域及び一般 公共海岸区域の占用許 可	砂防海岸課 土木事務所 水産課 漁港事務所 市町（漁港管理者）
港湾法 港湾の設置及び管理等に関する条例の 施行等に関する規則	港湾区域及び港湾隣接 地域の占用許可	砂防海岸課 土木事務所 横須賀市（港湾管理者）
漁港漁場整備法 同施行細則	漁港区域の占用許可	水産課 漁港事務所 市町（漁港管理者）
食品衛生法 同施行細則 食品衛生法に基づく営業の施設基準等 に関する条例 食品衛生条例（横須賀市） 藤沢市食品衛生法の施行に関する条例 茅ヶ崎市食品衛生条例	飲食店等の営業許可 営業の報告の届出	生活衛生課 保健福祉事務所 横須賀市保健所 藤沢市保健所 茅ヶ崎市保健所
神奈川県生活環境の保全等に関する条 例 同施行規則	騒音・拡声機騒音の規制 等	大気水質課 市町 地域県政総合センター
神奈川県暴力団排除条例 同施行規則	暴力団関係者への利益 供与等の禁止等	県警本部暴力団対策課 警察署
神奈川県迷惑行為防止条例	深夜の騒音等の禁止等	県警本部生活安全総務課 警察署

法令名	内容	所管部局
酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律	公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動をした場合の罰則等	県警本部地域指導課 警察署
建築基準法	建築物の仮設許可、建築確認等	建築指導課 土木事務所 特定行政庁
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物の適正な処理義務	資源循環推進課 市町
消防法	建物の防火対策等	消防課 消防署
神奈川県屋外広告物条例（市の独自条例がある場合は当該条例） 同施行規則	屋外広告物の表示等の規制等	都市整備課 土木事務所 市町
神奈川県青少年保護育成条例 同施行規則	深夜外出の制限等	青少年課
神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例 同施行規則	たばこ、酒類の年齢確認等	青少年課

令和3年度 ○○海水浴場における、

新型コロナウイルス感染症の感染防止に関するルール

1 令和3年度における海水浴場開設に当たっての基本的な考え方

海水浴場が開設されると、海浜や海の家に多くの人が集まりますが、新型コロナウイルス感染症は、人が集まった場所で「接触」・「飛沫」により感染することが分かっています。

海水浴場を開設しながらも、新型コロナウイルス感染症の感染を防止するためには、海水浴場来場者と海水浴場開設者が地域の関係者とともに協力し、できる感染防止対策を一つでも多く行うことが大切です。

このルールは、○○海水浴場に適した感染防止対策をするために、海水浴場開設者と海の家 of 営業者、地域の関係者の皆様と連携し、話し合いを重ね、取りまとめました。

2 海水浴場等における感染防止対策について

(1) 海水浴場における感染防止対策【海水浴場設置者が行うべき事項】

- ・場内放送により海水浴場の来場者へ、1時間に1回程度、身体的距離（できるだけ2m、最低1m）の確保をするよう呼びかけます。
- ・海水浴場において実施している感染防止対策を海水浴場利用者が見える場所やホームページに掲載して、安心して利用してもらえるようにします。
- ・監視人（ライフセーバー等）や救護人について、毎日健康チェックを実施し、発熱や風邪の症状がみられる場合は、従事させないこととします。
- ・接触確認アプリ等（COCOAや神奈川県LINEコロナお知らせシステム）の活用を推進します。

その他、各海水浴場で出来る感染防止対策を記載してください。

(例) パトロールによる巡回、声かけ

パラソルやフラッグによる人と人の距離の目安の明示

サーモグラフィーによる来場者の検温

AI カメラによる混雑情報の発信

【参考】2020年開設海水浴場の取組

- ・みんなの新型コロナ対策「下田モデル」2-1 白浜大浜海水浴場
- ・熱海市 感染防止対策ガイドライン（令和2年7月9日）

(2) 海の家等における感染防止対策【営業者が行うべき事項】

ア 飲食店

- ・「神奈川県感染防止対策取組書」を活用し、営業施設が取り組んでいる感染防止対策の内容を表示します。
- ・LINE公式アカウント「神奈川県新型コロナ対策事業者サポート」の機能である「感染症対策動画」を活用し、感染防止のための具体的な方法を、従業員に周知します。
- ・身体的距離を確保して客席を配置、利用設備・機材を設置します。
- ・従業員及び来客等のマスク等着用を徹底します。
- ・M・A・S・Kを徹底し、黙食・個食・マスク飲食の実施を呼びかけます。

※M：適切なマスク着用

A：アルコール等で消毒

S：アクリル板等でしゃへい

K：距離と換気

- ・レジに並ぶときは、前後に十分なスペースを取るよう呼びかけます。
- ・従業員及び来客等の手洗い・手指消毒を徹底します。
- ・消毒液を適切に設置します。
- ・従業員の体調管理を行い、来客等の入店時体調チェックを行います。

その他、飲食店で出来る感染防止対策を記載してください。

【参考となるガイドライン】

外食業の事業継続のためのガイドライン

(令和2年5月14日(令和2年11月30日改正) 一般社団法人日本フードサービス協会、一般社団法人 全国生活衛生同業組合中央会)

イ 更衣休憩所

- ・「神奈川県感染防止対策取組書」を活用し、営業施設が取り組んでいる感染防止対策の内容を表示します。
- ・更衣室・シャワー室での密集を避けるために、必要な声かけ等を行います。
- ・従業員及び来客等のマスク等着用を徹底します。
- ・従業員及び来客等の手洗い・手指消毒を徹底します。
- ・消毒液を適切に設置します。
- ・従業員の体調管理を行い、来客等の入店時体調チェックを行います。

その他、更衣休憩所で出来る感染防止対策を記載してください。

【参考となるガイドライン】

社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン

(令和2年9月29日 スポーツ庁)

『3の(4)施設管理者が準備等すべき事項の1)～3)』

ウ レンタル店・物販店

- ・「神奈川県感染防止対策取組書」を活用し、営業施設が取り組んでいる感染防止対策の内容を表示します。
- ・うきわ、ゴーグル、パラソル等の貸出し前後には、消毒を実施します。
- ・消毒液を適切に設置します。
- ・従業員のマスク等着用、手洗い・手指消毒を徹底します。
- ・従業員の体調管理を行います。

（その他、レンタル店・物販店で出来る感染防止対策を記載してください。）

（3）海水浴場の利用者の感染防止対策

ア 海水浴場へ行く時、帰る時の行動

- ・海水浴場へ行く前に体温測定、健康チェックしましょう。
- ・往復時にはマスクを着用し、こまめに水分補給を行いましょう。

イ 海水浴場の中での行動

- ・身体的距離（できるだけ2m、最低1m）を確保しましょう。
- ・咳エチケットを徹底しましょう。
- ・海水浴場で決められた感染防止のルールを守りましょう。

ウ 海の家での行動

- ・レジに並ぶときは、前後に十分なスペースを取りましょう。
- ・入口では手指消毒を行い、食事前やトイレ後には手洗いをしましょう。
- ・黙食・個食・マスク飲食に努めましょう。
- ・「神奈川県感染防止対策取組書・LINE コロナお知らせシステム」に登録しているお店を選び、QRコードを読み取り、システムを活用しましょう。

※ 体調不良者、新型コロナウイルス感染症に関わる健康観察対象者の方は来場を控えてください。

※ 接触確認アプリ等を積極的に活用しましょう。

（その他、海水浴場利用者が出来る感染防止対策を記載してください。）

【参考となる実践例】

厚生労働省 「新しい生活様式」の実践例